

平成23年12月15日現在

## 国際大会強化指定選手規程

日本身体障害水泳連盟

### (目的)

第1条 4年に一度のパラリンピック大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、選手の様々な障害の状態を理解し合い、限られた体制の中でより良いコーチングとケアができるチームづくりを目指すことを目的とする。

### (対象)

第2条 対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本身体障害者水泳連盟（以下「JSFD」という。）登録者であること。
- (2) 次のいずれかの競技会に出場し、選考する時期に把握できる直近のIPC国際ランキングとの比較で成績優秀な者
  - ① ジャパンパラリンピック大会（以下「JP大会」という。）
  - ② 日本身体障害者水泳選手権大会（以下「日本選手権」という。）
  - ③ その他IPC、FINA規則などによる公式大会
- (3) JP大会などでのクラス分けが済まされていること。
- (4) IPCライセンス登録の意思のある者。
- (5) 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (6) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るもの。

### (強化指定選手の決定)

第3条 強化指定選手の決定は次による。

- (1) 強化指定選手の決定
  - ①強化指定選手は選手強化担当が推薦し、強化指定選手選考委員会(以下「選考委員会」という。)で決定する。
  - ②決定された選手はJSFD強化指定選手として登録される。
  - ③強化指定選手の決定にあたっては、選手から参加の意志と健康状態などがわかる資料等の提出を求め、選考合宿等の状況等を参考に決定する。
- (2) 強化指定選手の推薦  
対象となる国際大会、JP大会、日本選手権等の記録が下記のランキングに該当する選手の中から推薦する。但し、20歳から25歳までの選手については下記ランキングに該当していなくても、将来性を考慮し推薦できる。
- (3) 強化指定選手の人数  
強化指定選手数は、予算など諸条件を勘案し選考委員会でその都度決定する

(4) 強化指定選手の追加

年度内の JP 大会、日本選手権等において該当する選手があった場合など必要な時は、その都度推薦し、決定することができる。

(5) 強化指定選手の取り消し。

- ① 強化指定選手には、医学的チェック、クラスチェックを随時実施し、医学的問題（ドーピング問題含む）やクラス変更が生じた場合は指定を取り消すことができる。
- ② 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は指定を取り消すことができる。

(ランキング)

第4条 ランキングは次による。

(1) A ランク

最新の IPC ランキング 3 位以内の記録の者

(2) B ランク

最新の IPC ランキング 8 位以内の記録の者

(3) C ランク

- ① 最新の IPC ランキング中位以内の記録の者
- ② ①以外の者で目前に開催されるパラリンピック標準記録を達成している者

(4) D ランク

C ランク①に該当する選手で目前に開催されるパラリンピック標準記録未達成の者

上記以外 2 - (2) 但し書きに基づいて選手強化担当が推薦する者は D ランクとする

(5) その他

- ① IPC 公認の国際クラスがない選手は、暫定的に 1 ランク下げる。
- ② 上記ランキングはいずれも主に 100m 種目を目安にしている。  
ただし、100m 種目で中位の記録を上回るものは、50m 種目なども考慮する。
- ③ 上記 A、B ランクにおいてはランキングに 10 名以上の参加者が掲載されていることを前提としている。
- ④ 目前に開催されるパラリンピック実施種目等が明らかな場合、上記ランキングはその実施種目を前提とする。

(強化指定選手の遵守事項)

第5条 強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 指定された連盟主催等行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) アンチ・ドーピングに関する規程
- (7) IPC、日本身体障害者水泳連盟、FINA、日本水泳連盟などの規則。  
なお、特にFINA、日本水泳連盟競技者資格規定などは準用されるので注意が必要である。

(費用負担)

第6条 費用負担は次による。

- (1) 合宿や国際大会にかかる参加費用は原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。
- (2) JSFD 強化指定選手登録費は常任理事会で決定する。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の設置は次による。

- (1) 委員会に、次の委員を置く。  
委員長 1名  
副委員長 1名  
委員 5名以内
- (2) 委員長には、技術委員会委員長が就任する。
- (3) 副委員長は、委員長が指名する。
- (4) 選手選考委員は、次に該当する者から選出し、常任理事会に諮り、会長が委嘱する。
  - ① 本連盟理事
  - ② 技術委員会委員
  - ③ 医師など学識経験者
- (5) 委員の任期は連盟役員等の任期を準用し、再任を妨げない。
- (6) 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。
- (7) 委員会は、委員会構成委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事についてあらかじめ書面等で意思を表明した者は、出席者とみなす。
- (8) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(9) 選手強化担当は、会議に出席して意見を述べることができる。

(10) 委員長が必要と認めるときは会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

付則	平成10年	2月	日	制定
	平成10年12月	11日		改定
	平成13年	2月	17日	改定
	平成15年	2月	22日	改定
	平成18年	2月	11日	改定
	平成20年	2月	10日	改定
	平成21年	2月	14日	改定
	平成22年	2月	13日	改定
	平成23年	2月	12日	改定
	平成23年12月	15日		字句形式修正

平成23年12月15日 常任理事会決定事項

国際大会強化指定選手規程 第6条(2)にある登録料はIPCライセンス登録料を含み年間1万円とする。

(2010年・2011年は、ライセンス登録料3千円、強化指定選手登録料は7千円と別々に徴収していたが、登録時期を合わせたため、選手の振り込み手数料なども考慮し、強化指定選手登録料に一本化した)